

## 消費生活センターにご相談ください

### 消費生活知識 65

#### 事例1

子どもがスポーツ用品を買いおつとネットで検索して、価格が安かった通販サイトで注文し、料金も支払ったが商品が届かない。サイトにある業者の住所や電話番号はでたためめようた。

#### 事例2

SNSの広告から見たサイトで、「定価8万円のバッグが今なら8千円」とあったので、注文して代引きで支払った。開封したところ、申し込んだものとは違うビニール製のバッグが入っていた。その後、業者と連絡が取れない。

・インターネット通販で見られる「代金を支払ったのに商品が届かない」「注文した商品と異なる物や偽物が届いた」等のトラブルは、悪質なサイトである可能性があります。

・「正規の値段より極端に安価である」「サイトに正確な運営情報（運営者氏名、住所、電話番号）が記載されていない」「日本語の表現が不自然である」「支払方法が銀行振り込みのみ」等の場合は注意が必要です。

・支払ってしまったとお金を取り戻すことは困難です。価格の安さばかりに気を取られず、少しでも怪しい、おかしいと思ったら、利用しないことも一つの方法です。

▼相談日時＝月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所＝上三川町消費生活センター（役場3階）

▼相談専用電話番号＝☎9153

## 都市計画の案を縦覧します

都市計画の案について、みなさまのご意見を伺うために、縦覧を実施します。

なお、都市計画の案についてご意見のある方は、縦覧期間中、意見書を提出することができます。

▼都市計画の案＝

区域区分の変更（県決定）

用途地域の変更（町決定）

地区計画の決定（町決定）

下水道の変更（町決定）

▼対象とする地区の名称＝

上三川インター南地区（石田地区新産業団地）ほか

▼対象とする土地の区域＝

上三川町大字石田の一部ほか

▼都市計画の案の縦覧期間及び意見書の提出期間＝

12月4日（火）～18日（火）（土日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

▼意見書の提出方法＝

意見書に住所、氏名、生年月日、職業並びに意見の趣旨及びその理由を明記し、提出期間内に左記の提出先に持参又は郵送で提出してください。提出された意見書の要旨は都市計画審議会へ提出されます。

▼問い合わせ先＝

都市建設課 都市計画係 ☎9140

栃木県都市計画課計画担当

☎028(623)2465

栃木県宇都宮土木事務所企画調査課

☎028(626)3146

## 森林の土地の所有者 届出制度について

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は町長への事後届出が必要となりました。

▼対象者＝

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方

ただし、国土利用計画法に基づき土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

▼届出期間＝

土地の所有者となった日から90日以内

▼届出事項＝

届出者と前所有者の住所、氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所及び面積、土地の用途等

▼添付書類＝

登記事項証明書（写しも可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面

▼問い合わせ先＝

産業振興課 農産園芸係

☎9138

## 漏水にご注意を

「水の使い方は普段と変わらないのに水道の使用量が前回の検針時に比べて著しく多くなった・・・」  
こういった場合、ご自宅敷地内の水道管から漏水が発生している可能性があります。

発見が遅ればそれだけお客様のご負担が増えることとなりますので、早期発見・早期修繕することが大切です。

### 宅内漏水の見つけ方

ご家庭でお使いになっている全ての蛇口を閉めた状態で水道メーターを確認し、パイロット（写真参照）が回り続けている時は、漏水が発生している可能性がありますので、町指定の給水装置工事業者に修繕を依頼してください。この際の修繕費用はお客様の負担となります。指定店についてはホームページや役場窓口でご確認いただけます。

なお、地下や床面内部等の目に見えない水道管からの漏水の場合、修理を行った指定店の証明によって漏水時の水道料金を一部減免する制度（漏水減免制度）がございます。

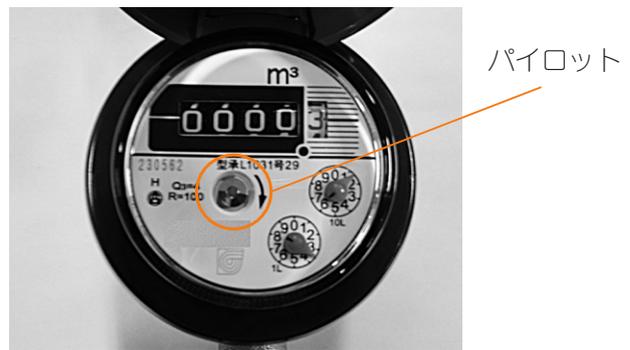
詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

### ▶お問い合わせ先＝

上下水道課 上水道業務係

☎ 56 9168

全ての蛇口を閉めた状態でもパイロットが矢印の方向に回転している時は、水道メーターからの先の部分で漏水している可能性があります。



## 武名瀬川第三排水区雨水幹線整備工事ともなう交通規制について

ご不便をおかけいたしますが、みなさまのご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



▶交通規制期間＝平成30年12月上旬～平成31年3月末日（予定）

※工事は片側交互通行にて行います。詳細は現地に工事看板を設置しますのでご参照ください。

▶場所＝上三川町大字上三川地内

▶お問い合わせ先＝上下水道課 下水道工務係 ☎ 56 9144